

条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十一号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例

(埼玉県病院事業の設置等に関する条例及び埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)
- 二 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)

(埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第二条 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)第四条第一項の表に掲げる」を「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項各号列記以外の部分中「、病院事業管理者」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第二条第一項中「、病院事業管理者」を削る。

第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五条第一項並びに別表第二副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員の項及び同表の備考二中「、病院事業管理者」を削る。

(埼玉県職員定数条例の一部改正)

3 埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)第二条第一項に規定する病院事業又は」を削る。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

5 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

(埼玉県行政手続条例等の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「、病院事業管理者」を削る。

一 埼玉県行政手続条例(平成七年埼玉県条例第六十五号)第二条第五号

二 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)第二条第一項及び

第二十条

三 埼玉県子ども権利擁護委員会条例(平成十四年埼玉県条例第二十四号)第

二条第二項

四 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年

埼玉県条例第十一号)第二条第三号及び第四号

五 埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)第二条第一項

六 埼玉県暴力団排除条例(平成二十三年埼玉県条例第三十九号)第八条第一項

七 埼玉県債権の適正な管理に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第四号)第

四条第一項

(埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

7 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

(知事等の給与等の特例に関する条例の一部改正)

8 知事等の給与等の特例に関する条例(平成二十五年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、病院事業管理者」を削り、「第六号」を「第五号」に改める。